

令和3年11月29日 開会

令和3年11月29日 閉会

令和3年第5回鮫川村議会会議録

東白川郡鮫川村議会

令和3年第5回鮫川村議会臨時会会議録目次

第1号（11月29日）

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
議事日程の報告	3
諸般の報告	3
村長挨拶	4
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
報告第8号の上程、説明、質疑	5
承認第12号の上程、説明、質疑、採決	6
議案第64号～議案第65号の一括上程、説明、質疑、討論、採決	8
閉会の宣告	10
署名議員	11

第 5 回 臨 時 村 議 会

(第 1 号)

令和3年第5回鮫川村議会臨時会

議事日程（第1号）

令和3年11月29日（月曜日）午後1時30分時開会

- 日程第 1 村長挨拶
- 日程第 2 会議録署名議員の指名
- 日程第 3 会期の決定
- 日程第 4 報告第 8号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）
報告内容の説明・質疑
- 日程第 5 承認第12号 専決処分の承認を求めることについて
（令和3年度鮫川村一般会計補正予算（第4号））
提案理由の説明・質疑・採決
- 日程第 6 議案第64号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
提案理由の説明・質疑・討論・採決
- 日程第 7 議案第65号 令和3年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）
提案理由の説明・質疑・討論・採決
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10名）

1番	関根浩治君	2番	森隆之君
3番	遠藤貴人君	5番	堀川照夫君
6番	北條利雄君	7番	関根英也君
8番	前田雅秀君	9番	前田武久君
10番	宗田雅之君	11番	星一彌君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	関根政雄君	副村長	渡邊直樹君
教育長	武藤誠君	総務課長	齋藤利己君
住民福祉課長	鈴木隆寛君	農林商工課長	星徹君
地域整備課長	舟木正博君	教育課長	渡邊敬君

職務のため出席した者の職氏名

議事局長	古舘甚子	書記	矢吹かおり
------	------	----	-------

◎開会の宣告

○議長（星 一彌君） では、改めてこんにちは。ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は10人です。定足数に達していますので、ただいまから令和3年第5回鮫川村議会臨時会を開会いたします。

なお、報道機関及び職員に写真の撮影を許可しておりますので、ご了承願います。

（午後 1時30分）

◎開議の宣告

○議長（星 一彌君） これから本日の会議を開きます。

◎議事日程の報告

○議長（星 一彌君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（星 一彌君） 日程に入るに先立ち、諸般の報告を事務局長にさせます。

事務局長、古舘甚子君。

○議会事務局長（古舘甚子） 諸般の報告をいたします。

報告第8号、承認第12号、議案第64号から議案第65号までの2議案、4件が村長より提出され、議長において受理しました。

本議会に、村長、教育委員会教育長に出席を求めました。

10月15日、第3回東白衛生組合議会定例会が開催され、組合議会議員の遠藤貴人議員より議会結果の報告がありましたので、その写しを配付しました。

次に、出張関係であります。

お手元に配付しました報告書に概要を記載してありますので、これをもって報告といたします。

また、村長より行政報告書が提出されましたので、その写しを配付しました。

以上であります。

○議長（星 一彌君） これで諸般の報告は終わります。

◎村長挨拶

○議長（星 一彌君） 日程第1、村長から挨拶の申出がありましたので、これを許します。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） 皆さん、こんにちは。

令和3年第5回の臨時議会のご案内を申し上げましたところ、全議員出席の下に、議会が成立いたしました。心から御礼を申し上げたいと思っております。

さて、世界を震撼させたコロナ感染であります。全国的にも、また全県的にも感染者が落ち着いてまいっております。安堵していたところではありますが、ただいま報道されておりますが、諸国のデルタ株といいますが、強力なデルタ株がまた蔓延するのではないかと、そういう危機感に襲われております。私どもとしても気を許すことなく、感染拡大に向けて、年末、そしてまた年始ということで村民への周知をしていきながら、コロナの感染の元に戻れるような生活に戻したいと思っておりますので、議員の皆様にも引き続きご支援と、またご協力を、ご理解をいただきたいと思っております。

さて、今年の秋にかけまして、村内の青少年、青年たちの大変な活躍がございました。市町村の野球大会、矢吹と接戦をして負けましたけれども、野球大会、そしてその後のソフト大会、昨年はいわきに初回に点を入れられまして負けましたけれども、今年は3回戦まで進みまして、いわきを相手に4対2ということで接戦まで追い詰めたのでありますが、本来であれば勝てた試合であります。強豪いわきに、準優勝チームいわきにあれだけ正々堂々と本村の青年たちが戦う姿に大変心を打たれましたし、来年が非常に楽しみだと思っております。

続いて、非常に残念なご報告でありますけれども、長年、福島駅伝に参加をいたしましたが、今年は選手の故障ということが直前に発生しまして、チームをやっとつくった状態でのチーム編成でありましたが、急遽欠場ということの結果になってしまいました。多くの村民の皆様方には、大変ご心配と落胆を申し上げたのでありますが、選手たちは本当に今日まで頑張ってきましたし、関係者の皆様も大変大きな力を注いでこられましたけれども、選手と関係者の皆様に心から感謝を申し上げまして、そして来年に向けて、また新たにその当日から練習が始まったと聞いておりますので、期待はしたいと思っております。

本日の議会であります。報告事項が専決処分につきまして1件、承認事項の専決処分の承認につきまして1件、さらに議案として職員の給与に関する条例の一部を改正する条例が

1件、さらには令和3年度鮫川村一般会計補正予算につきましての上程議案が1件でございます。

どうか議員の皆様方におかれましては、慎重に審議をしていただきまして、原案どおり賛同いただきますようお願い申し上げます、挨拶に代えさせていただきます。

今日のご出席いただきありがとうございます。

○議長（星 一彌君） これで村長の挨拶が終わりました。

◎会議録署名議員の指名

○議長（星 一彌君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、鮫川村議会会議規則第120条の規定によって、

7番 関 根 英 也 君 及び

8番 前 田 雅 秀 君

を指名します。

◎会期の決定

○議長（星 一彌君） 日程第3、会期の決定の件についてを議題といたします。

お諮りします。

本臨時会の会期は本日1日間としたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 異議なしと認めます。

したがって、本臨時会の会期は本日1日間と決定いたしました。

◎報告第8号の上程、説明、質疑

○議長（星 一彌君） 日程第4、報告第8号 専決処分の報告について（損害賠償の額の決定及び和解）を議題といたします。

本件について、報告内容の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、報告第8号 専決処分の報告につきましてご説明を申し上げます。

議案書の2ページをご覧ください。

本件は、令和3年9月26日、大字青生野字世々麦地内の村道におきまして発生した自動車の物損事故につきまして、地方自治法第180条第1項の規定に基づき、令和3年10月15日に損害賠償金を4万4,000円と決定し、相手方と和解が成立したことから、議会において規定されている事項につきまして専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

事故の概要につきましては、令和3年9月26日午前11時20分頃、大字青生野字世々麦地内において、相手方の車両が村道関口世々麦線を走行中、路面の陥没部分にタイヤが落下して、タイヤホイールに損害を与えたものであります。

以上で、報告第8号の説明とさせていただきます。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

以上で報告第8号の報告は終わります。

◎承認第12号の上程、説明、質疑、採決

○議長（星 一彌君） 日程第5、承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度鮫川村一般会計補正予算（第4号））を議題といたします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○議長（関根政雄君） それでは、承認第12号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由をご説明申し上げたいと思います。

議案書の3ページから6ページ、令和3年度一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書の1ページから2ページをご覧くださいと思います。

補正前の予算総額32億433万円に対して、今回522万2,000円を増額し、補正後の予算総額を32億955万2,000円とするものであります。

初めに、歳入についてご説明を申し上げます。

事項別明細書の2ページをご覧ください。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金370万円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている村内事業所の事業の継承を支援するために、また、3目衛生費国庫補助金152万2,000円の増額につきましては、今年3回目となる新型コロナワクチンの接種体制を整備するため、それぞれ国からの交付金を受け入れるものであります。

次に、歳出についてご説明を申し上げます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予備費152万2,000円の増額につきましては、新型コロナワクチンの2回目接種を終了した住民のうち、おおむね8か月以上を経過した方に対して今年度内に3回目となる接種を開始するため、接種券の発行や接種履歴等の管理を行うため、システム改修などに要する経費であります。

次に、7款1項商工費、1目商工業振興費370万円の増額につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響を受けている村内事業所のうち、月の売上げが20%以上減収した事業所に対して、給付金として1事業所当たり5万円を支給するものであります。

今年度内に、新型コロナワクチンの3回目接種開始に向けて、緊急的に体制等を整備する必要があること、またこれまで発令されていた緊急事態宣言やまん延防止等重点措置によって、経済活動への影響が全国的に生じていることを踏まえて、その影響を受ける事業者に対して速やかに支援する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和3年10月20日に専決処分をしたため、同条第3項の規定により承認を求めるとであります。

以上で承認第12号の説明とさせていただきます。

ご承認を賜りますようお願い申し上げます、説明を終わりたいと思います。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 質疑なしと認めます。

これから承認第12号 専決処分の承認を求めることについて（令和3年度鮫川村一般会計補正予算（第4号））を採決します。

本件は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

◎議案第64号～議案第65号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（星 一彌君） 日程第6、議案第64号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例から日程第7、議案第65号 令和3年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）までの2議案を一括議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

村長、関根政雄君。

〔村長 関根政雄君 登壇〕

○村長（関根政雄君） それでは、議案第64号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして提案理由をご説明を申し上げます。

議案書の7ページをご覧くださいます。

本件は、令和3年10月に福島県人事委員会から発表された職員の給与等に関する報告及び勧告に基づいて、令和3年12月期及び令和4年6月期以降の一般職及び再任用職員の期末手当を引き下げるため、条例の一部を改正するものであります。

なお、その引下げの割合につきましては、本年度12月期の期末手当の支給割合は、一般職は0.15月分、再任用職員は0.05月分、また令和4年6月期以降の期末手当の支給割合は、一般職は0.075月分、再任用職員は0.025月分となっております。

以上で議案第64号の提案理由の説明とさせていただきます。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、ご説明を終えたいと思います。

続きまして、議案第65号 令和3年度鮫川村一般会計補正予算につきまして、提案理由を申し上げます。

議案書の8ページから9ページ、令和3年度一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書の3ページをお開き願います。

補正前と補正後の歳入歳出予算総額に変更はございません。

歳出の補正内容につきまして、ご説明を申し上げます。

事項別明細書の3ページをご覧くださいます。

2款総務費、2項徴税费、2目賦課徴収費168万1,000円の増額につきましては、土地や家屋の固定資産の所有者が死亡し、その後、相続登記が済んでいないものにつきまして、本来、代表相続人の個人所有の財産と相続対象の財産とは別に課税しなくてはならないところを、

これまで誤って合算して課税しておりました。本来の額よりも高く算定されて、過大に課税されていたことが判明したことから、地方税法及び村の固定資産税過誤納返還金支払要綱の規定に基づき、過去10年の差額分を還付するものであります。

なお、当該補正額の財源につきましては、13款予備費から同額を充当することとしております。

村といたしましては、今回の事態を厳粛に受け止めて、村民及び関係者の皆様に多大なご迷惑をかけしたことを深くおわびを申し上げますとともに、改めて関係法令の適正な運用に努め、村民の皆様の信頼回復に努めてまいりたいと考えております。

以上、議案第65号の提案理由の説明とさせていただきます。

原案にご賛同賜りますようお願い申し上げます、説明を終わりたいと思います。

○議長（星 一彌君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番、前田武久君。

○9番（前田武久君） 10年間の対象件数はどのくらいかお聞かせ願いますか。

○議長（星 一彌君） 村長。

前田武久君、もう一度。

○9番（前田武久君） 10年間の、過去10年間の対象件数。

○議長（星 一彌君） 村長。

○村長（関根政雄君） 詳細につきましては、担当課長のほうからご説明を申し上げたいと思います。

○議長（星 一彌君） 総務課長。

○総務課長（齋藤利己君） 総務課長です。

ただいまの固定資産の認定誤りの件であります、対象件数といたしましては、昭和23年から令和2年の10年間におきまして、すみません、平成23年ですね、申し訳ございません。平成23年度から令和2年度までの10年間で、実人数としましては、延べ人数になりますが970人でありまして、還付額が154万8,000円になります。これに還付加算金13万2,900円を足した168万円900円が還付の金額となります。

延べ人数としましては970人と申しましたが、還付対象となる実人数は131人ということでございます。

○議長（星 一彌君） ほかにありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（星 一彌君） 討論なしと認めます。

これから議案第64号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

これから議案第65号 令和3年度鮫川村一般会計補正予算（第5号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（星 一彌君） 起立全員です。

したがって、本案は原案のとおり可決されました

◎閉会の宣告

○議長（星 一彌君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

会議を閉じます。

令和3年第5回鮫川村議会臨時会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

（午後 1時53分）

上記会議次第は事務局長古舘甚子の記載したものであるが、
その内容に相違ないことを証するためここに署名する

令和3年11月29日

議 長 星 一 彌

署 名 議 員 関 根 英 也

署 名 議 員 前 田 雅 秀